

(財)愛媛県動物園協会 2次評価

- ・財団法人愛媛県動物園協会は、愛媛県立とべ動物園の有効利用の推進に協力するとともに、動物の知識及び動物愛護思想の普及を図り、県民の教育文化の向上に寄与することを目的として昭和62年4月に設立された法人である。
- ・県内唯一の動物園である「とべ動物園」(面積:17.4ha)は、昭和28年に創立された県立道後動物園(県直営)が、周辺環境や敷地の都合上施設の整備・拡張が困難等の理由により、63年に砥部町に移転されたものであり、176種928点の動物を展示、これまでの入園者累計は1,125万人にのぼっている。
- ・当法人は、とべ動物園の運営管理、動物愛護思想の普及等に取り組んでいるが、県から管理委託を受けている動物園の管理運営が事業の大半を占めており、多くの県民に動物と触れ合う機会を提供するとともに、動物愛護の精神を学ぶ教育の場として公益性が高く、また、動物の飼育、展示という特殊な施設のため、専門的な知識を有する当法人が委託を受けてきたところであるが、18年度から県の公の施設に指定管理者制度が導入されることになり、その結果によっては、大きく経営環境が変動されることが予想されていたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・18年度に、グループ制度から、総務係、事業係、衛生係、教育係、飼育第一係、第二係、第三係の7係体制の係長制度を導入し、職務分担と責任の明確化、指揮命令系統の強化を図るとともに、職員の士気向上を図るため、区分採用していた飼育職と技術職について、技術職への登用を行っている。
- ・役員は12名で、うち1名が常勤、理事長は県土木部長が就任し、教育関係団体の代表者などが役員に就任している。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、とべ動物園の維持管理運営を中心に、各種イベントの実施、動物の知識及び動物愛護思想の普及、移動動物園、野生傷病鳥獣保護などの公益事業のほか、園内レストラン・売店等の経営管理、遊具類・自動販売機・コインロッカー・カプセルショップの設置運営などの収益事業を実施している。
- ・毎年度、黒字を計上しており、経営状況は良好であるが、動物園の管理事業、動物園のイベントや愛護思想の普及等の事業に係る赤字を売店収入、遊具収入などの収益事業で補填している財務構造となっている。
- ・収入は、県からの指定管理委託料(18年度372,702千円、事業収入の62%)が大半を占めるものの、県の厳しい財政状況を踏まえ、大幅な伸びが期待できない中では、今後、これまでの健全な収支バランスを維持するためには、経費の節減に努めるとともに、効果的な有料・新規イベントの実施や運営上の創意工夫により、入園者数の増加を図り、入園料や売店収入、遊具利用料等の増収を図る必要がある。
- ・入園者数は、少子化、レジャーの多様化といった社会的な背景に加え、近年、徳島、高知県に20haを超える規模の動物園が相次いで開園したことなどから、開園時の110万人をピークに減少を続け、この数年は45万人前後で推移している。
- ・入園者数は天候に大きく左右されるものではあるが、集客増加を目指すには、いかに魅力ある動物園としてアピールするか、またそれを持続し、県内外のリピーターを確保するかが鍵となる。

16年度から、毎年夏に「夜の動物園」など新規イベントを実施しているほか、施設の所有者である県の財政状況が厳しく県による展示動物の新規購入等が困難な中で、他の動物園とのブリーディングローン(繁殖目的の無償貸借)などにより、新規個体の確保(現存動物で44頭借受、37頭貸出)に努めていること、当法人自らが18年度に遊具の新設(2基)、バッテリー・カーのリニューアルを行い、新たな魅力作りを行っていることは評価できる。

- ・今後とも利用者の増に向け、旭山動物園など先進的な事例を研究して動物園周辺の県施設(えひめこどもの城、総合運動公園、生涯学習センター等)との連携や、動物の生態や行動に特化した新しい展示方法の導入等、17年度にとりまとめられた「とべ動物園のあり方検討協議会」による提言の具体化に一層取り組んでいただきたい。

なお、18年度には年間パスポート制度を導入したところであるが、えひめFCや道後温泉、松山城など観光地とのセット券やツアーへの組み込み、親子割引券の販売など集客増及び収入増に向けた柔軟な料金設定を行うとともに、入園料(一般料金300円)が、中四国の動物園の平均料金(約800円)と比較しても低額であり、料金設定の見直しを今後検討していただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、12名で、うち常勤が1名。職員数は、18年度、56名で、うち正規職員は41名、臨時職員が15名となっており、人件費比率は17年度決算で42.4%(18年度計画45.4%)と高い水準にある。動物飼育、展示を行う施設であり、人手が係るものではあるが、中四国等他県の類似施設の状況も踏まえ適正な水準とするよう努めていただきたい。
- また、一次評価において、飼育部門の退職者1名の補充に臨時職員で対応しているとあるが、獣舎の清掃など単純

労務については積極的に実施していただく一方で、飼育部門の業務の特殊性、専門性等を勘案し、経費節減の観点からのみ実施することのないよう適切な対応を行う必要がある。

- ・職員給与については、県に準じており、給与カットも実施済みであり、業績に基づく勤務評価制度も導入している。
なお、1次評価で、危険動物飼育職員に支給していた特殊勤務手当について、手当支給対象動物の再検討を行ったが、廃止には至っていないとあるが、業務の実態等を勘案の上、適切な対応をしていただきたい。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・財政的関与は、指定管理委託料のみであるが、18年度の県財政支出依存度は、58.1%の見込みで過半である。県の厳しい財政状況等から、今後指定管理委託料が大幅に増加する見込みも低いことから、一層の経営の効率化や経費の節減、収入の確保などに努める必要がある。

なお、指定管理委託料の中には、県からの派遣職員5名(獣医)の人件費が含まれているが、これは動物の飼育という業務の特殊性を踏まえ、特定の個人の持つ知識、ノウハウの継続が、安定した施設の運営に欠かせないことから行っているもので、認められる。

- ・なお、開園後18年が経過しており、施設、設備の老朽化も進んでおり、県所管課においては、利用者の安全確保及び利用環境維持のため、改修等を行っているところであるが、利用促進のためには適切な維持修繕が必要であり、計画的かつ適切な修繕を行う必要がある。

なお、大規模な改修については県が対応し、日常的な軽微な修繕は当法人が対応することとなっているが、利用者に支障が生じないよう、双方の役割分担や基準について事前に十分明確にしておく必要があると考える。

(2) 人的関与の見直し

- ・17年度は、県派遣職員が8名であったが、18年度、指定管理者制度移行により、5名に削減したところであり、21年度には3人にまで削減予定である。県派遣職員は全て獣医であり、特定個人の持つ知識、ノウハウが、安定した施設の運営に欠かせないことから、認められる。

なお、将来的には、実施計画の取組みにあるとおり、ノウハウ等を継続した上で、プロパー化を進める必要があると考えるが、当法人の公益性や経営状況等を勘案し、県の関与度合いを再検討した上で行う必要がある。

- ・また、事務局長が県OBであるが、県からの派遣を受けていた職員が退職後も経験や知識を生かして就任しているもので、認められる。
- ・なお、役員には、県土木部長が理事長に就任しているほか、非常勤の理事に県保健福祉部長が就任しているが、実施計画の取組みにあるとおり、理事長については、充て職を廃止し、専門的知識や経営能力を有する人材の活用を検討していただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・寄附行為、収支予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、財務関係資料等をホームページで公開しており、情報公開についても14年度に既に情報公開要綱を策定しており、取り組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・健全な財政状況を維持するため、経費節減に努めるとともに、効果的な有料・新規イベントの実施や運営上の創意工夫により、入園者数の増加に取り組むとともに、低額である入園料の料金設定の見直しも検討すること。
- ・なお、理事長の充て職廃止、県派遣職員のプロパー化などについては、当法人の公益性や経営状況等を勘案し、県の関与度合いを再検討した上で、自立的な経営体制の構築に向けた取り組みを進めること。

【所管課】

- ・指定管理者制度の導入を踏まえ、当法人の創意工夫が十分発揮されるよう、指導・支援を行うとともに、利用者に支障が生じないよう、施設改修等について双方の役割分担や基準について事前に十分明確にしておくこと。